

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち第三条の改正規定中「第十条第三項を除き、」を削る。

第一条のうち第九条第一項及び第三項の改正規定中「第三項本文」を「第四項本文」に改め、『』が「と』の下に『、「対し」とあるのは「対し、当該対象施設及びその指定敷地等並びにその上空において」と』を加え、「前二項中」を削り、『「できる」とあるのは「できる。ただし、当該対象施設及びその指定敷地等並びにその上空以外の場所及びその上空における当該自衛官の職務の執行にあつては、警察官（海域及びその上空における当該自衛官の職務の執行にあつては、警察官及び海上保安官）がその場にはいない場合において、防衛大臣が警察庁長官（海域及びその上空における当該自衛官の職務の執行にあつては、警察庁長官及び海上保安庁長官）に協議して定めるところにより、行うときに限る』を『前項中「対象施設に」とあるのは「当該対象施設に」と、「限度において」とあるのは「限度で、当該対象施設及びその指定敷地等

並びにその上空において』に改める。

第一条のうち第九条第四項を改め、同条を第十条とする改正規定中「第三項本文」を「第四項本文」に改める。

第一条のうち第八条第二項及び第三項の改正規定中「前項に規定する」を「第二項に規定する」に、「前項第一号」を「第二項第一号」に改め、同改正規定の次に次の改正規定を加える。

第八条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第二条第一項第三号に掲げる対象施設の管理者は、次の各号に掲げる者から、当該各号に定める目的のために当該対象施設に係る対象施設周辺地域の上空において行う小型無人機等の飛行について前項第一号の同意を求められたときは、当該対象施設に対する危険を未然に防止するためやむを得ない場合を除き、当該同意をしなければならない。

一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（次号において単に「報道機関」という。） 報道の用に供する目的

二 小型無人機等の飛行により公共の利害に係る情報を収集し、これを報道機関等に提供する業務

を行う者 当該業務の用に供する目的

三 前二号に掲げるもののほか、小型無人機等の飛行により行う業務であつて、その円滑な実施を確保する必要があるものとして政令で定めるものを行う者 当該業務の用に供する目的

第二条のうち本則に一章を加える改正規定のうち第十八条第一項中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第二項中「第三項本文」を「第四項本文」に改める。

第三条のうち第四章に一節を加える改正規定のうち第三十一条第一項中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第二項中「第三項本文」を「第四項本文」に改める。

附則第二項中「第九条第三項第三号」を「第九条第四項第三号」に改める。